

## 令和7年度第2回 市民遺産会議の開催について



令和 7年 12月 10日  
京丹後市教育委員会

京丹後市教育委員会では、京丹後市市民遺産制度を令和6年1月に創設し、同年4月1日から公募を開始しています。

本制度は、行政側から選出し指定をはかる従来の「指定等文化財制度」とは異なり、市民から地域にある大切な遺産を提案していただき認定するもので、従来の指定等文化財制度では拾いきれなかかった地域の特色ある歴史文化などの把握や保存活用、さらには地域の活性化につなげることを目的としたものです。

今回、市民から申請を受けた案件について認定審議を行うため、令和7年度第2回市民遺産会議を開催します。

会議名： 令和7年度第2回京丹後市市民遺産会議  
 議題： (1) 市民遺産補助金の運用について  
           (2) 市民遺産の認定審議について【非公開】  
 開催日時： 令和7年12月23日（火）午前10時00分～  
 開催場所： 京丹後市大宮庁舎4階 第2会議室  
 傍聴人の定員： 5人  
 非公開の理由： 率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとともに、情報を公にすることで人の財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるため。  
 傍聴手続き： 傍聴人は、当日の開会30分前から、先着順に決定いたします。ただし、会長が必要と認める場合は、くじ引きで傍聴人を決定することがあります。  
 市民遺産HP： <https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/kyoikuiinkai/bunkazaihogo/shiminisan/20057.html>



お問い合わせ先

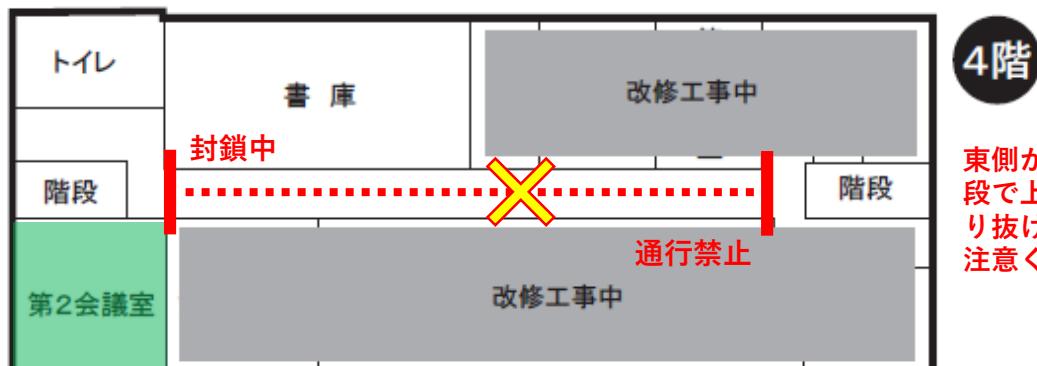
京丹後市教育委員会事務局 文化財保存活用課 〔電話 0772-69-0640〕

# 京丹後市役所大宮庁舎の改修工事に伴う

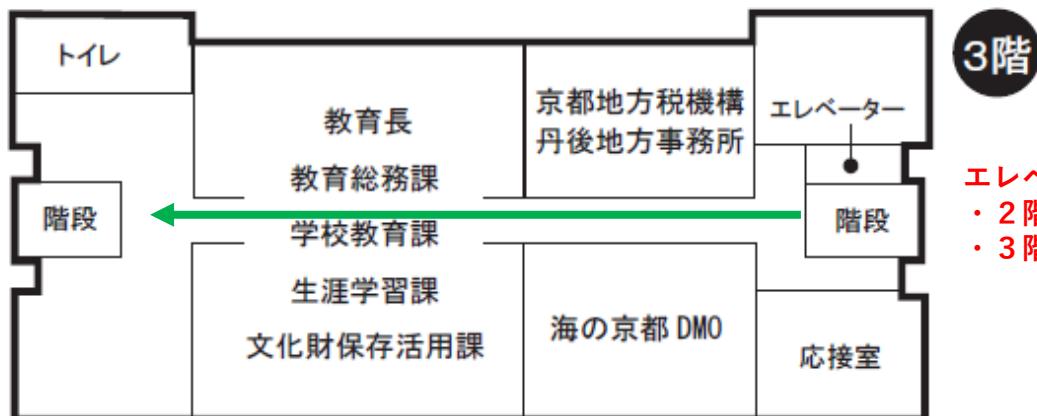
## 通行禁止エリアのご案内

京丹後市役所大宮庁舎は、現在改修工事を行っており、**4階が通行禁止**となっています。

恐れ入りますが、正面玄関を入りましたら、**2階か3階を通り抜け、建物西側の階段にて4階の第2会議室**にお越しください。



東側からエレベーター・階段で上がっても、4階は通り抜けできませんので、ご注意ください。



エレベーター  
・2階から3階：使用可能  
・3階から4階：使用不可

